

「マイナ免許証と免許証の両方」または「マイナ免許証のみ」をご希望の方へ

1

マイナンバーカードが**有効期限切れ**の場合、免許情報を**記録(マイナ免許証に)できません！**



2

マイナ免許証の取得後、マイナンバーカードの有効期限満了等を理由に更新するマイナンバーカード(市区町村で交付)に**免許情報を引継ぐ**には、

STEP 1 あらかじめ警察に、**署名用電子証明書を提出**する。

STEP 2 市区町村の窓口又は郵送により受け取る交付申請書に記載の申請書IDやQRコードから、**オンラインでマイナンバーカードの交付申請**を行う。

STEP 3 オンラインでマイナンバーカードの**交付申請の際**、新たに交付を受けるマイナンバーカードについて、**署名用電子証明書の発行を希望**する。

上記 STEP 1～3 の全条件を満たす必要があります。

※ 令和7年9月1日運用開始予定

マイナ免許証取得



警察



免許情報

**STEP 1～3
条件達成**



工場



免許情報



市区町村



皆さんの
お手元



免許情報が引継がれず、再記録を行う場合、手数料は1500円。再記録の手続き可能場所は免許センター(鴻巣)と再交付・国外運転免許センター(さいたま市大宮区)のみのため、警察署では再記録はできません。

埼玉県警察